

大正 12. 4. 7  
623

拜啓毎々一方ならぬ御厚情御引立を蒙り難有御禮申上候  
扱て弊社は昨夏労働争議に關聯して工員の間に不祥事件  
を惹起し世上を騒がし御得意様方に御迷惑相掛け候以來  
工員に對する設備待遇及び賃金制度等に於て時勢に適せ  
ざる点あるを認め種々調査考究の結果新に工員寄宿舎を  
設けて生活の向上を計り年給制を廢して日給制となし受  
取制を廢して正味八時間の時間制に改め別に工員規定工  
員給與規定等を制定して工員の福利増進を計り去る一月  
十一日より實施致候處其後工員の能率は從來の三分の一  
乃至四分の一に低減するに至り候も弊社は之れ新制度に  
不慣の致す處として損失を忍びつゝ、形勢を觀望すること  
四拾餘日に及びしも依然として能率復舊の望なく此儘に  
して推移せんか到底事業の不成立なる事明白になりしを  
以て二月二十一日仕事分量の最低限度を發表し重役親し  
く各工場を巡廻して具に新制度の精神並に會社目下の窮  
狀を訴へ懇切に依頼する處ありしも作業の狀態依然とし  
て變らず茲に於て全廿五日仕事分量の最低限度に到達せ  
ざる場合は歩引すべき事を發表し翌廿六日より之を實施  
せるに能率依然たるのみが會社の期待に副はざるもの多  
く到底事業の繼續をなすこと能はざるに至り有らん限り  
の方法を以て反省を促し候も益々惡化するのみにて工場  
整理を不可能に至らしめ候に付工員に對し慰撫諭告を重  
ね候も何等の效なく本月九十の兩日に亘り遂に第九及び  
第十工場の工員に對し出勤停止を命ぜざるを得ざる悲境  
に立ち到り事態漸く險惡に迫り候折柄當町の平和と繁榮  
を念こそせる町内有志諸君の調停せらるゝに應じ互讓協  
調圓滿なる解決をなさむと切望し數次の交渉を重ね候も  
工員側の提出せる要求案は全く當會社の新制度を根本的  
に覆すべきものにして協調の餘地なき事明になりしを以  
て遺憾至極なりと雖遂に協調不調に立ち到るや即時(十六  
日正午)殘餘の十三ヶ工場の工員總罷業の舉に出で候に付  
本日より休業するの餘儀なき場合に相成候之れ全く弊社  
不徳の致す處にして江湖多數の御愛用者各位に對しては  
御不自由相掛け何とも申譯無之次第に御座候へども何卒